

南加賀広域圏事務組合告示第3号

南加賀公設地方卸売市場国産野菜地域流通改善用機器管理運営要綱（平成11年南加賀広域圏事務組合告示第8号）の一部を改正する要綱をここに公表する。

平成22年8月10日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎司

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、改善機器設置後10年以上経過した場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。